

## 意見書

平成 24 年 7 月 6 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7313  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) こうせいがいしやくあぶしきがいしやく  
氏 名 更生会社株式会社ウィルコム  
管財人 かんざいにん みやうち けん 宮内 謙  
管財人 かんざいにん こしづか かずお 腰塚 和男

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」案について>

- 弊社では、全事業者に適用されるルールとしては事業者間の自主的な協議に委ねることが原則であり、また、事業者間の協議が調わなかった場合、法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）が整備されていることを踏まえれば、全事業者を対象としたガイドラインの策定は不要と考えています。
- 仮に、本ガイドラインを策定・運用するに当たっては、事業者間の自主的な協議が阻害されないように、また現行の非対称規制の趣旨を十分に踏まえ、非指定事業者に対して指定事業者に対する規制が拡大して適用されないように、配慮されることが不可欠と考えます。
- 例えば、本ガイドライン第 3 項（双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示）を根拠に、第一種指定電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備制度に基づき開示している範囲と同等の情報をそれ以外の事業者に要求する等、恣意的に運用されることがないようにして頂きたいと考えます。
- また、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課すなどの措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、中立的な第三者が接続料の適正性について検証を行う仕組みについても検討すべきと考えます。

以上